

○笠井委員

今ありましたけれども、事件の真相解明に向けて、これは本当に大事な問題ですので、引き続き全力を挙げるように求めておきたいと思います。

刑事共助の関係は以上で終わりますので、警察庁、お忙しいでしょうから、どうぞ、結構です。

続いて、日本・インドネシア経済連携協定について質問したいと思います。

この経済連携協定、EPAという問題でいいますと、大きく言うと、私思うのは、一つは、経済のグローバル化が進展をする、こういうもつで、私自身もASEAN諸国に何度か行く機会がありまして、日本とASEANの政治経済の交流というのが相互依存的に活発になっている。そして、一般論でいいますと、そういうもつでEPAということで、その締結の利益というのは、やはり双方の国にとって一番ベストなのは、あらゆる産業分野や国民に利益がもたらされるということがベストなわけですが、なかなかそうはいかないというのが、それぞれの国との間でいいますと、いろいろな経済の段階も違つたり、あるいは分野の得意、不得意があるということてなかなか難しい問題があるということて一つ感じております。

同時に、そういうもつで、二国間のEPAということで言いますと、協定案の具体的な諸内容に即して、我が国そして相手方の国、そしてそれぞれの国民経済に及ぼす影響等を長期的な視野かつ多面的な視点から検討して総合的に判断を下すというのが、これは本当に大事なことだというふうに思っているんです。だから、政府もそういう点ではいろいろ考えていらつしゃると思うし、その辺は努力をしているんだろうと思うんですが、しかしながら、やはり幾つか大きな問題があるんだろうと思います。

まず、本協定に盛り込まれている人の移動をめぐる問題であります。

先ほど来質疑もありましたが、本協定案には、インドネシアからも看護師と介護福祉士研修生を二年間で合計千名ということて受け入れることになっております。規模でいえば、これはフィリピンの場合と同じということになります。

そこで、外務省に伺いたいんですが、日本とフィリピンのEPAについては、まだフィリピン国会では批准されていないと朝も質疑がありました。そして、その理由についてもお話があったんですが、その議論の中で、向こう側の国会の中でも人の移動の問題が議論があるということてありました。そして、そういう点では、フィリピンの政府に対して、ぜひ早くやってもらいたいということて、政府を通じて促すという話もあったわけです。現実に、まだおけているという状況の中での理由とのかかわりですが、人の移動の問題をめぐるということが議論になっているということ自身については、それはフィリピンのことてありますが、しかし、締結している一方の日本の政府として、あるいは外務省としてそういう問題点についてはどういうふうに見ているかということについて伺いたいんですが、いかがでしょうか。

◆田辺政府参考人

お答え申し上げます。フィリピンの国内におきまして、具体的には上院の承認のプロセスが現在進行中なわけでございますが、その中で人の移動に関しても議論があったというふうて認識しております。

日本とフィリピンとのEPAは、日本政府とフィリピン政府との間で精力的な交渉をした結果、お互いが合意をした、いわばお互いが納得をして合意をしたという内容だと考えております。そういう意味で、私どもはフィリピン政府側に対して、フィリピン政府がフィリピンの議会に対して適切な説明が十分になされるようにということて期待して、そういうような意思疎通、連絡調整を行つておるといふところてございます。

○笠井委員

政府間でいえば合意と納得ということで条約を結んだということだと思っただけですが、現実には、先方ではおこなわれていて、その中で人の移動の問題も議論があると。

もちろん、フィリピンにはフィリピンの政治状況もあるでしょうけれども、例えば、フィリピン側へのメリットの不足の問題とか、あるいは、フィリピン経済への影響の問題とか、交渉の進め方、あるいは国内関係者との調整の問題もさまざま議論になっているというふうに承知しております。いずれにしても、そういう点で、国民レベル、国会レベルでいうとギャップがある結果ということで向こうは批准がまだできていないということだと思っただけです。

そういう状況の中で、今度はインドネシアと結ぶということで結ばれたわけですが、インドネシアと締結するに当たって、フィリピンでの議論といいますか、その論点の一つには人の移動の問題もあるということが言われた、そういうことについては検討にはなったんでしょうか。つまり、フィリピンとは同じような規模、もちろん中身とかが違いますし相手も違いますが、そういう問題は、フィリピンは結んだけれどもまだ批准はされていない、向こうも議論があるということについては、今度新たにインドネシアとやるに当たって検討したのかどうか、その点はどうかだっただけでしょうか。

◆田辺政府参考人

お答え申し上げます。フィリピンとの協定につきましては、一昨年の九月に署名をしたわけですが、実質的な交渉担当者同士の合意というものはもう少し前にやったわけですが。そして、その後を追う形でインドネシアとの協定の交渉が始まったわけですが。

そういう意味におきまして、私ども、日本の国内、日本の政府内におきまして、フィリピンとの合意内容というものを頭に置きながらインドネシアとの交渉に臨んだわけですが、また、インドネシア側におきまして、日本とフィリピンがどのような合意をしているかということは知っていましたので、また、我々の方から必要に応じて説明をいたしましたので、そういう形で、インドネシア側も日本とフィリピンとのEPAというものを意識しながら日本側との交渉に当たってきた、そういう経緯がございます。

○笠井委員

そういう中で、対インドネシアについて言いますと、二〇〇五年に日本・インドネシアEPA共同検討グループ報告というのがあって、それを見ますと、日本側より、看護師、介護福祉士については、日本、フィリピン間でのみ適用されるスキームであり、他の国から要望があれば改めて相手国ごとに十分検討する必要があると。つまり、フィリピンと日本は、それはそれ、しかし、相手国からまたあれば、それはそれで、新たな相手国との関係で十分検討するというふうに述べております。

そこで、条約を結んでいくという点でいうと、これは基本的に大きな問題の一つになっていて、大臣にぜひお答えいただきたいんですが、インドネシアの研修生受け入れについては、いかなる十分な検討がなされて、どういう理由で受け入れを決断されたのかということについて、大臣、いかがでしょうか。

◆小野寺副大臣

先ほど御指摘がございましたが、この看護師、介護福祉士の受け入れにつきましては、まず、日本及びインドネシアの産学官の代表から成ります共同検討グループにおいて、インドネシア側から、看護師、介護福祉士の受け入れを含めた自然人の移動について関心が示されました。

実際の協定交渉におきまして、インドネシア側から、インドネシア人看護師、介護福祉士の送り出しについて強い関心が表明されました。これを受けまして、一定の交渉期間を経た後、協定の主要点に関する大筋合意の際には、看護師、介護福祉士の受け入れの枠組みを構築すること

で合意をしました。

このようなやりとりを経て、今回、本EPAにおいて看護師、介護福祉士の受け入れの規定が盛り込まれることになりました。

○笠井委員

では、もう一つ伺いますが、インドネシアからの医療人材の流出という問題については、現実には、受け入れるということは、向こうから見ればそれだけ外国に出るわけですね。インドネシアの医療体制や医療水準に対して影響を与えるか否か、この点での検討なり議論というのはあったのでしょうか。

◆田辺政府参考人

お答え申し上げます。インドネシア側におきまして、人の移動に関してどのような内容を日本に対して要求するかということは、インドネシア側において慎重な検討がなされて、交渉のプロセスで要求がなされてきたものというふうに認識をしております。

また、そのプロセスにおきまして、当然、インドネシア政府におきましては、インドネシア国内における医療ないし福祉サービスの提供といったことは、インドネシア政府としてインドネシアの国内に対して責任を負っておるということであろうと思いますので、そうしたインドネシア政府の責任を踏まえた上で、日本側に対して一定の要求をしてきたということであろうというふうに認識をしております。

したがって、日本とのEPAによりまして、インドネシア側におきまして、インドネシアの国内の医療ないし福祉のサービスに対してそれが何らかの障害になるというような関係にあるものではないというふうに認識をしております。

○笠井委員

要するに、相手の政府が判断して、きちっと責任を持ってやったんだからという話だと思うんですが、しかし、先ほど、フィリピンの場合でいうと、政府間でやっても相手の国の国会や国民との関係では問題が解決しないということがまだ続いているわけですから、それは受け入れる側も、もちろん相手の責任ということはあるんですが、よくこの点はお互いにやはり検討するという問題になってくるんじゃないかと思うんです。

現実には、これは国際看護師協会というところで、看護師の移住の問題ということで、海外に出ることを含めて言っているわけですが、これがヘルスケアの質に悪影響をもたらす可能性ということも指摘をしております。また、国際公務労連という労働組合ですけれども、保健部門における女性と国際移住ということで、そういう報告書も出ておまして、その中で、こういう問題にも触れているんですね。

国際的な移住に関して言うと、看護師の圧倒的多数は、少なくとも生活可能な賃金を得られるならば自国で働くことを望んでいるということだとか、劣悪な労働条件あるいは賃金差別、性差別の問題ということが移住に伴って起こるということも指摘しております。

また、先ほどの看護師協会の方でも、若干紹介しますと、途上国の中では、看護師の国外移住が重大な影響をもたらす、もともと数が少なく、しかも養成に比較的费用のかかる資源を失うことになる、ケアの水準と質にも問題が生じる、国境を越えて就労する看護師は比較的若く有能な場合が多い、国内の移動でも同様に、看護師がスキルと専門的知識を別種の就職先に持ち去ってしまうという問題が生じることがあるということをお互いに言っているんですね。

だから、確かに、私、これを見ますと、こういう面というのはよく見ていかなきゃいけない問題だろうなと。相手方の医療水準あるいは人員の確保との関係でも、優秀な人が出てくるとなれば向こうはそれだけ大変になるということだと思いますと、専門家からも、こういう相手国の側の

医療事情についてもよく吟味するというので、結ぶ以上は、日本方としても、やはりよく念押しをするというか、きちっとその辺もやらないと、相手方の医療水準との関係あるいは人の確保の状況との関係でいろいろなことが起こる。これも慎重の上にも慎重じゃなきゃいけないということを、この辺、強く指摘しておきたいと思うんです。

そこで、外務省にさらに聞きたいと思うんです。インドネシアは、フィリピン以上にいわば介護労働者の派遣大国と言われております。そして、台湾など諸外国に多くの介護士が渡っているということではありますが、まず、統計的で結構ですが、そうしたインドネシアの介護士の海外への移動といいますか移住というのが、いつ、どこに対して、何人ぐらいで始まったのか、それが直近でいうと、相手国、どの国で、合計何人ぐらいになっているというふうに把握しているでしょうか。

◆田辺政府参考人

お答え申し上げます。インドネシアの介護士につきましては、これは、インドネシア政府側の統計によりますと、一九九二年に二万五人を国外に派遣したのを皮切りに、直近時点の二〇〇七年には、インドネシア人介護士は六万百三十九人が海外に派遣されているというふうに承知をしております。

介護士の派遣先でございますが、最初の年の一九九二年は台湾のみでございましたが、二〇〇七年には、主要な派遣先は、上位から、香港、台湾、シンガポールとなっているというふうに承知をしております。

○笠井委員

今ありましたが、実に十五年間で三倍以上にふえているという状況であります。

今回の場合、一定の資格、ハードルは設けて、そして、これは二年間ということで、それ以降については、やってみた結果を踏まえてと、けさ方もありましたが、検討するということではありますが、そうはいつても、これは、一たん受け入れるということになると、相手側もまたいろいろな要望も出てくることもあると思いますし、逆にマイナス要因も出てくる可能性が大きいわけですが、しかし一たん門戸を開くと、これはふえていくということになっていかないか。現実にインドネシアでは九二年からふえているわけですね、外に対して。そういうことになるという危惧はありませんか。懸念はないでしょうか。

◆田辺政府参考人

お答え申し上げます。インドネシア人の看護師、介護福祉士の候補者の方々の受け入れにつきましては、当初の二年間で千人、その内訳は、看護師四百人、介護福祉士六百人ということを上限とするということをインドネシア側に伝えておるところでございます。

看護師、介護福祉士の候補者の方々の受け入れは、社会または労働市場に悪影響を及ぼさないように、円滑かつ適正に実施することが重要であろうと考えております。こうした観点から、当初の二年間の受け入れ人数の上限をインドネシア側に伝えまして、それが着実に実施されるということを私どもは期待しております。

その後の受け入れの人数につきましては、当初の二年間の受け入れの実施状況を見た上で総合的に判断、調整をしてみたいということになるかと考えております。

○笠井委員

着実に実施していくと見ているのであれば、その結果とすれば、またふえていくということになるというふうな流れだと思っておりますね。

それでは、お聞きしたいんですが、受け入れる研修生候補の条件でありますけれども、日本・フィリピンのEPAでは、ここにありますが、看護師プラス三年の実務経験ということでは

あり、介護福祉士の場合についても、四年制大学卒プラス、フィリピン政府による介護士認定などがあったわけであります。

しかし、インドネシアの方を見ますと、看護師の場合は二年の実務経験、介護福祉士は高校卒プラス介護士の認定というふうになっていて、これは、フィリピンの場合に比べて実務経験が一年短く、学歴もそういう意味では大卒から高卒というふうになっておりますが、なぜこういうふうに、フィリピンと比較して、研修生の候補者の条件を緩めるといふか低くしたんでしょうか。この点を伺いたいと思います。

◆岡崎政府参考人

フィリピンとインドネシアにおきます看護師の養成課程の違い等を反映したものでございます。

フィリピンの方が、実は、初等教育からの学校の就学期限が一年短いというようなこともありますので、初等教育を始めてから実務経験まで全部足したものが同じになるようにということでインドネシアの方は一年実務経験を短くしたというようなことであります。それぞれの国の養成制度の状況を見ながら、基本的に質において同等になるようにということで考えたということでございます。

○笠井委員

その辺の説明も、こういう表があるわけですがけれども、きちっと伺わないとなかなかわからないわけですね。学校の制度も含めてどうなっているのか、そしてそういう人たちが入ってくるということになるわけですから。

そういう点も含めて、実際には、これが着実に実施されるようにということでいえば、なるべくそれは緩くしようということになってくるわけですし、いろいろな面でこのハードルという問題が出てくると思うんです。これはまた、やったけれども実際には余り来なかった、どうしようということになるので、そういう問題というのはやはりきちっとわかるようにしなきゃいけない。

では、実際に、決してハードルは下げないということと言えるんですか、それは。

◆岡崎政府参考人

看護師にしろ介護福祉士にしろ、それぞれ、我が国の病院の患者さんあるいは福祉施設の利用者の方々、その看護、介護の水準が下がるということは、これは決してあってはならない、こういうふうに考えております。したがって、受け入れの段階の基準につきましてもそういうことを考えておりますし、三年、四年の間で我が国の国家資格を取っていただくということをその後就労する条件にしている。

したがって、それは、入ってきたい方の方の要件もありますけれども、やはり、我が国におきます看護、介護の水準、これは非常に重要だというふうに認識しておりますので、そういう観点からこの制度を運用していきたい、こういうふうに考えております。

○笠井委員

そこはなかなか難しいところです。そこで、大臣、先ほど御答弁があったことのかかわりなので、ぜひ今度はお答えいただきたいと思うんです。

今、実際に着実に入れるとなればハードルを下げることにならないかということも含めてちょっと議論をしていたんですが、日本とフィリピンのEPAの場合、EPAが結ばれた後、この日本・フィリピンEPAとの整合性を図るということも含めて、准介護福祉士ということで、この制度がつくられて持ち込まれたということがありました。これは昨年の法改正によるものであったわけですね。そのとき、我が党は、これは反対ということをはっきりやったんです。

というのは、介護福祉士の資格の問題について言うと、こういう形で准ということを設けることによって資質の向上を図るとする趣旨に反するんじゃないか、そして、介護福祉士の社会的評

働や国民の信頼を損ねることになりかねない、この資格への二重構造持ち込みというのは処遇面でもいろいろな混乱、差別を現場に持ち込むことになるということで、結果として安価な外国人労働者の受け入れにつながるんじゃないかという懸念を述べました。そして、それを結局、日比のEPAとの整合性でやってくるということで、この問題というのは、全体として、介護職員全体の労働条件を低い水準に固定化して、ひいては不足しているのに拍車をかけていく、むしろ質確保を困難にするというようなことで、論戦もさせてもらったし、そういう点で反対をしたわけです。

きょう午前の答弁で、大臣は、この准介護福祉士については批判が高いのでもうやめるんですというふうなことも言われてまして、そういうふうには私は聞いたんですけれども。平成二十四年に実施ということになっております、二〇一二年ですが。つまり、大臣としては、批判が高いので制度はやめる方向で見直すということでおっしゃったということでもよろしいのでしょうか、そこをちょっと確認したいんです。

◆高村国務大臣

そういうふうには聞こえたとしても必ずしも正確ではないので。

昨年十一月に介護福祉士法が改正されて、准介護福祉士が平成二十四年に導入されることになったのは委員が御指摘のとおりでございます。

他方、この法律の審議時には准介護福祉士導入への反対論も強かったわけでありまして。このため、同法には、平成二十四年までの見直し条項が付され、かつフィリピン側との調整等を行った上で介護福祉士への統一化を図る旨の附帯決議が、御党を除く与野党一致で決議されたところでございます。

松原委員に対する私の答弁であります。そのような経緯、そしてこのような法の規定及び附帯決議を踏まえて、今後、日比EPAの発効後にフィリピン側とも必要な調整を行っていくことになる、こういう趣旨を述べたものでございます。

○笠井委員

さっきはやめるんですと言ったんですよ、大臣。そのところは、つまり、見直しということですから、やはりこのままじゃだめだということなんですよ、そういう点では。

まさに、そういう点で言いますと、つまり、EPAとの整合性で国内制度を変えることもやったんですけども、結局批判が高いので見直しの方向になっているということになりますと、よほどこういう点は慎重にやらなきゃいけないということは言えると思うんです、いずれにしても。

ハードルの問題でも、下げるという問題になってくるとすれば、それだけ入りやすくなるからというのと、むしろ入れたいということで下げるとするのが当然両方出てくるわけで、そういう点でフィリピン、インドネシアに盛り込まれて、そしてタイとも、この介護福祉士の研修生受け入れについては、たしか二年後に協議するという予定になっているんじゃないかと思うんですけれども、さらにこれは、相手国もふえていきますと日本が受け入れる総人数もどんどんふえていくという懸念は払拭できないんじゃないかということが言えると思うんです。

そこで、こうした研修生の受け入れと日本国内の医療、介護の現場とのかかわりということは、これは大きな問題として見なきゃいけない。

今、我が国では、もう申し上げるまでもありませんが、高齢者や障害者の介護福祉サービスが深刻な人材不足、人手不足に直面をして、大きな社会問題になっている。私自身も母を介護しながら、実際にお世話になっている事業所で見ますと、今、人手は足りない、しかし報酬も低いということで、本当に苦勞しているということを目の当たりにしております。

最大の要因は、やはり、利用者に負担増とサービスの利用制限を求める一方で、事業所に対する報酬を引き下げてきたということがあると思うんです。各地の事業所がそういうもつて経営危

機に陥って、賃金はカットする、それから正規の職員のパート化など労働条件の切り下げを余儀なくされて、閉鎖に追い込まれた事業所も出ております。

我が党は、昨年十二月にこの問題でも緊急提言を出しましたが、国の責任で賃金をアップする、報酬も上げていく、それから事業所自身の報酬も大幅に引き上げる、そして職員のふさわしい身分保障と労働条件、人員配置基準の抜本的改善などの緊急の対策が必要だということを主張しております。まさにそういうことだと私は思うんです。

舛添厚生労働大臣も、この人材不足の問題について言いますと、国会答弁、参議院予算委員会だと思いますが、二〇〇九年の介護報酬改定を待たずにできるところからやるというふうに言われていると承知しています。

厚生労働省に伺いたいんですが、この問題、具体的に、何をどうやって、いつから着手しようと思っておられるのか、御答弁ください。

◆中村政府参考人

お答え申し上げます。介護労働者を取り巻く最近の状況につきましては、委員からお話がありましたように、他の雇用状況が改善している中で、全体として離職率が高く、全産業として比較すると有効求人倍率も高いということで、都市部を中心に事業所において人材確保が困難になっている、こういうこともございます。

昨年八月に、社会福祉法に基づきます、国、地方公共団体、経営者、関係団体が努力しなければならない人材確保指針を十四年ぶりに見直したところでございます。

大臣からも御答弁いたしましたように、また委員から御指摘ございましたように、介護労働者の七五%以上が介護保険に従事いたしております。その介護保険は、これも委員からお話ありましたように、二十一年四月に介護報酬の改定が予定されておりますが、その前にも私ども、今年度におきましても雇用管理の改善のための取り組みをしていく。それから、潜在的介護福祉士等、資格を持っておられても介護の現場で働いておられない方も二十万人程度おられますので、そういった方々の掘り起こし、就業意向の有無の調査、そういったことをやりながら、福祉人材センターにおける職場復帰を希望する有資格者に対する再研修等を今年度もやってまいりたいと思っております。

もちろん、労働環境の改善、とりわけ賃金の問題が非常に大きいわけでもございまして、私ども、この基本指針においても、やはり中核となる新卒の労働者が来ていただける職場にしていかなければならない、そういう意味では、他の産業の賃金水準と比較して適切な賃金水準を確保していかなければならないというふうに考えております。

その他、労働時間でございましてかさまざまな問題がございまして、それから事務負担の軽減などもございましてけれども、そういったことを総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○笠井委員

まさに、本当に急いで手を打たなきゃいけない問題です。

ある東京都内の百一事業所のアンケートの調査結果、集計を私も見ました。介護職員の応募者が少なく、二〇〇六年の介護保険改定で経営も厳しく、利用者へのサービス、いずれも厳しいということで九割近くの事業所が回答している、まさにがけっ縁という状況に今あるというふうに思います。

介護事業というのは保険料と税金で賄ういわば公的性格の事業でありまして、自立自助ということ強調して事業者任せにするというのじゃなくて、現場労働者の賃金水準と労働条件の向上について、やはり国の関与、仕組みを早急に検討してやるべきだと私は思うんです、実行すべきだと。

ところが、そういう状況にあるときに、こういう形で介護福祉士研修生を受け入れていくとい

うことになりましてとどういうことになるかということなんですが、受け入れる研修生というのは、国内の介護職員と同等の報酬、賃金、それから待遇ということを先ほども言われました。そうすると、全体としては賃金アップということにつながるのか。むしろ、そっちには働かずに、結局、人手不足解消という問題解決を全体としては困難にするのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◆中村政府参考人

お答え申し上げます。まず、賃金等につきましては、委員からお話がありましたように、我が国の介護従事者の賃金と同等の賃金を保障するということがございますし、それから、二年間で千人の受け入れをするわけでございますが、例えば介護職員につきましては、介護福祉士資格を取得する前の方については、介護保険で人員の配置基準が決められておりますが、まだ修行中の方であるということで職員配置基準上の介護職員には含まない、こういう扱いになっておりますので、我が国の介護労働に従事している方のことについて、今度入れて資格を取られるまでの間について影響を及ぼすということは、そういった意味でもないと考えております。

○笠井委員

外国からの受け入れの数そのものはこれからふえていかないという保証はないという問題が一つ。しかも、医療・介護事業者に対するアンケート調査というのを私も幾つか見てみたんですが、その中でいいますと、例えばこれは大阪府下の介護保険施設三百八十一施設で外国人労働者についてどういうふうに見ていくかということでやったアンケート調査ですが、これを見ますと、外国人の雇用を考える主な動機というのは、まさに今の現場の労働力不足への対応という問題が一つと、もう一つは賃金抑制、賃金の上昇が抑制されると。さらに、日本人介護士への刺激になるということもありますが、つまり、人手が足りないので労働力不足に対して対応するために外国人の人を入れたいねと。それからもう一つは、賃金を上げるのがそのことによって抑制されるということを主な理由に挙げているということで、そういうような形で外国人介護士なりを雇用するメリットということを答えております。しかも、それを三年程度までというような雇用期間を考えるということを言っていますので、結局、事業所ごとに見ますと、人手が足りないので安い労働力としてということで求めて受け入れる。

そして、そういうことになれば、それが日本人を含む介護職員の労働賃金条件の抜本的改善に向かうんじゃないかと、それをむしろ引き下げる、同時に外国人の研修生候補に対しても低賃金あるいは劣悪労働条件を新たに押しつけるということになっていくんじゃないか。この懸念についてはどうお答えになりますか。

◆岡崎政府参考人

今回のEPA協定に基づきます受け入れでございますので、それぞれ受け入れ調整機関を設けて、そこがきちんとした対応をしていくというのが第一でございます。そういう中で、先ほど申しましたように、これは候補者の段階で入ってきますが、基本的には国家資格を取っていただいて、その後働いていただくというのが本来の目的であります。

受け入れの施設におきましては、国家資格を受け入れるまでの間の労働、安く使うというような発想はあってはならないということだと思っておりますし、むしろそこでは日本語を含めましたきちんとした研修ができることをきちんと選んだ上で、そういうところに候補者の方が入っていくようにして、そして、その研修がきちっと行われているように、これは国際厚生事業団に委託して行うわけでございますが、ここが少なくとも年一回は巡回して指導するというようなことを含めまして、いずれにしても、安い労働力として使われるというような間違った理解がないように十分努めていきたい、こういうふうに考えております。

○笠井委員

あつてはならないとか、間違えるような理解があつてはならないと言われても、では、それはどういふことで担保されるかということはないわけですよ。あつてはならないと言つたつて、それは片つ方で、できるだけ人手不足を補いたい、安く使いたいという、事業者自身もみずから報酬を抑えられていますから経営が大変なのだという中で、あつてはならないとか、そういう誤解があつてはならない、されてはならないといつても、これは確実な保証になるかといふと、ならないんだといふふうに思ふんです。

これは大臣、そういう意味では、こうやつて一たん介護福祉士とかあるいは看護師などの研修候補などの受け入れを決めていくとなると、またほかの国からも、そういうことでうちもといふことで手が挙がつてくるということが考えられるわけです。ある意味、国際交渉の常といふか、そういう傾向があると思ふんですけれども、それを、これまではやつたけれどもだめよ、あなたの国はだめよといふのはなかなか難しい話になってくるわけで、つまり、この問題に即して言いますと、介護現場の深刻な人手不足といふことで、我が国としての必要な対策と国民への説明といふのがいづれにしても大前提としてありますよねといふことについては、それはよろしいですよ。

◆高村国務大臣

国民に対する説明はしっかりやつていかなければいけない、そういうふうに思つております。

○笠井委員

我が国としての介護の人手不足といふことについての対策は大前提としてある、これもいいですよ、当然ですけれども。

◆高村国務大臣

所管外ではありますが、厚生労働省もやるべきことはしっかりやつてくれている、こういうふうに思つております。

○笠井委員

もう一点だけなんですけれども、今回の日本・インドネシアEPAでいいますと、向こう側の、先方の要望もあつて、観光分野に研修、実習制度の対象職種を拡大することを前向きに検討するといふことで検討課題として合意したといふことでありますが、これはフィリピンとのEPAの審議の際に、私、外国人の技能研修制度について、外国人実習生が最低賃金以下の労働を強いられたり、賃金未払いとか、労基法違反といふことで、そういう事案が発生している事態を徳島や福井の例でただしました。解決を求めたんですが、その後、政府は現行の外国人研修生、実習生受け入れ制度についてどのような検討と対策をとつているのか。そして、今回の問題でいふと、観光分野、新たな分野でやるわけですけれども、労働環境について新たに問題を生じさせないといふ保証があるのか。いかがでしょうか。

◆岡崎政府参考人

現行の研修・技能実習制度についてはさまざまな問題が指摘されているといふのは事実でございます。この制度をどういふ形できちんとしたものとして運用していくべきかといふことにつきまして、厚生労働省におきまして、有識者によります検討会を設けております。その検討を進めるとついでに研修・技能実習制度の見直しを含めて対応を考えていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○笠井委員

現行制度の問題点をきちつと解決することなしに新たな受け入れ拡大といふことを進めると、

これは問題解決というよりも、さらに新たな問題を大きく拡大することになりかねないということがあると思うんです。ここは本当に大事な問題だと私は指摘をしたいと思います。

このほかにも、農業分野で見ますと、熱帯果実の関税撤廃が繰り返されて、そしてフィリピンの場合の小型パイナップルとともに、インドネシア産のパイナップルの生産、輸出動向によっては沖縄のパイナップル生産に影響を与えることも懸念されます。また、インドネシア側の譲許表にある有害廃棄物の無税条項についても、フィリピンのときと同様に、環境NGOが監視の甘い途上国への廃棄物輸出促進になるんじゃないかというふうに懸念を表明している、こういう問題点もあります。

こういうふうに、このような問題を具体的に見ていきますと、さまざま問題があるということをおっしゃるを得ないということです。

以上の点で、我が党としては日本・インドネシア経済連携協定については賛成しかねるということをおっしゃって、質問を終わります。